

社会福祉法人広島博愛会理事長・理事・監事・評議員名簿

役 職	氏 名	任 期
理事長	高橋 英治	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
理 事	宮田 幸男	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
理 事	先本 民治	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
理 事	難波 和子	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
理 事	木下 中	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
理 事	高橋 晃司	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
監 事	竹本 明範	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
監 事	早川 正	令和7年6月～令和9年6月定時評議員会終了時まで
評議員	佐々木 宗	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	田中 丈夫	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	児玉 亮威	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	平 厚子	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	伊藤 正三	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	大谷 恒司	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで
評議員	香川 由紀男	令和7年6月～令和11年6月定時評議員会終了時まで

令和7年6月21日

社会福祉法人広島博愛会 役員報酬規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人広島博愛会役員報酬の支給について定める。
- 第2条 社会福祉法人広島博愛会役員(理事・評議員・監事・評議員選任解任委員)は原則として法人運営業務に関する会議が発生した場合は職務の兼任にかかわらず一人当たり年間報酬 10,316 円を限度額とする。ただし、次の第3条に述べるものについては、例外的な支給をする。
- 第3条 理事長職については、定期的に法人全体の管理運営に従事し監督している為、1ヶ月 100,000 円を限度額として支給する。又、広島博愛会職員で広島博愛会役員の任に就くもの施設長をはじめ職員給与のみの支給とし役員報酬規程は該当しない。
- 第4条 役員が法人運営に必要な研修に参加する場合は、日当及び参加費、宿泊費、旅費等必要経費を社会福祉法人広島博愛会旅費規程に沿って支給する。
- 第5条 本規程の改正は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない
- 附 則 この規程は平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定